

○一般財団法人高知縣市町村職員互助会運営規則

(平成 25 年 3 月 7 日高互規則第 2 号)

改正 平成 26 年 3 月 6 日高互規則第 1 号 平成 27 年 3 月 19 日高互規則第 1 号

令和 3 年 2 月 26 日高互規則第 1 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、一般財団法人高知縣市町村職員互助会定款（以下「定款」という。）第 49 条の規定に基づき、この法人の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の種類)

第 2 条 定款第 4 条に掲げる主な事業の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 地方自治の振興に寄与する事業

ア 地方自治の振興に関する講演会等の開催に関する事業

イ 市町村職員の研修、調査研究等に関する協力事業

(2) 住民福祉に関する協力事業

ア 被災住民に対する救援に関する事業

イ 福祉施設に対する協力援助に関する事業

(3) 高知県下の市町村等職員等及び市町村等を退職した者の福利厚生に関する事業

ア 保健慶弔の給付に関する事業

イ 文化教養、健康増進対策に関する事業

ウ 生活援護的互助に関する事業

エ 退職後の福利厚生に関する退職福祉部の事業

オ その他福利厚生に関する事業

(4) その他前条の目的を達成するための必要な事業

第 2 章 会員

(資格の得喪)

第 3 条 定款第 46 条に定める会員（以下「会員」という。）の資格は、その要件を備えるに至った日からこれを取得し、当該要件を欠くに至った日の翌日からこれを喪失する。

(会員の権利及び義務)

第 4 条 会員は、次の権利及び義務を有する。

(1) 給付を受ける権利

(2) 事業に参加する権利

(3) 評議員及び理事を選出し、評議員及び理事になる権利

(4) 互助会の諸規程及び機関の決定に服する義務

(5) 掛金を納入する義務

(権利の譲渡)

第5条 会員又は会員であった者の権利は、他人に譲渡し、又は担保に供することはできない。

(会員の期間の計算)

第6条 会員の期間の計算は、会員の資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪失した日の属する月の前月までの年月数による。

第3章 評議員及び役員並びに職員

(評議員候補者の選出方法)

第7条 評議員候補者（定款第13条第1項により、評議員会で決議を受ける評議員の候補となる者）は、別表の会員区分に定められた選挙区ごとに会員相互の選挙により当選した者（評議員としての資格を有する者（以下「評議員資格者」という。））の互選により選出する。

2 前項の評議員候補者の選出にあたっては、別表の会員区分ごとに選出される者を同数としなければならない。

3 第1項の選挙は、高知県市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）が実施する組合会議員選挙に委嘱する。

(評議員の解任)

第8条 評議員は、定款で定めるもののほか、任期途中であっても次の各号に該当した場合はその職を失う。

(1) 第3条に規定する会員資格を喪失したとき。

(2) 前条第1項に規定する評議員資格者でなくなったとき。

2 前項第2号における解任の日は、前条第3項に規定する組合会議員選挙にかかる任期満了の日とする。

3 評議員に欠員を生じたときは、前条第3項により補欠選挙を実施することができる。

(理事会の構成等)

第9条 理事会を構成する理事（業務執行理事を除く）は、第7条第1項に規定する選挙により当選した者から選任し、別表の会員区分ごとに同数としなければならない。

2 前項の規定による理事会を構成する理事のうち、定款第27条第2項に規定する理事長及び副理事長は、別表の会員区分が市町村長である会員から選任しなければならない。

3 業務執行理事は、互助会事務局長の職にある者を充てる。

(理事の解任)

第10条 理事（業務執行理事を除く）は、定款で定めるもののほか、任期途中であっても次の各号に該当した場合はその職を失う。

(1) 第3条に規定する会員資格を喪失したとき。

(2) 前条第1項に規定する選挙により当選した者でなくなったとき。

2 前項第2号における解任の日は、第7条第3項に規定する組合会議員選挙にかかる任期満了の日とする。ただし、理事長及び副理事長（以下「代表理事」という。）である理事については、後任の代表理事が就任した日においてその職を失う。

- 3 理事（業務執行理事を除く）に欠員を生じたときは、第7条第3項により補欠選挙を実施することができる。

（監事の選任）

第11条 監事については、会員以外の有識者から選任する。

（事務局及び職員）

第12条 互助会に事務局を置き、事務局長及び課長を置く。また、事務局に課長補佐、主監、係長、主査、主事、その他の職員を置くことができる。ただし、必要があるときは、事務局次長、参事及び副参事を置くことができる。

2 事務局長は、理事長の命を受け互助会の事務をつかさどる。

3 事務局長を除くその他の職員は、上司の指揮を受け互助会の事務に従事する。

4 事務局の職員の勤務、給与、旅費及びその他人事に関する事項は、共済組合職員のこれらの規定をそれぞれ準用する。

第4章 事業及び負担金、掛金

（事業）

第13条 第2条に掲げる事業内容、及び条件等は別に定める。

（給付の請求期限）

第14条 第4条第1号に定める給付を受ける権利を有する者は、給付の原因である事実が発生した日から2年以内に給付の請求をしなければならない。

（不正受給者からの費用の徴収）

第15条 詐欺その他不正の行為により給付を受けた者があるときは、互助会は、その者からその給付に要した費用の全部または一部を徴収しなければならない。

（負担金）

第16条 定款第46条に定める加入構成団体は、互助会の事業に要する費用を分担するため、会員の標準報酬月額額の1000分の5に相当する金額を毎月末日までに、負担金として互助会に納入しなければならない。ただし、産前産後休業期間中または育児休業期間中の負担金については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号、以下「法」という。）第116条第1項の規定を準用する。

2 会員のうち、この標準となる標準報酬月額が法第114条第3項及び第4項に定める最高限度額を超える者の前項の適用及び最低限度額を下る者の前項の適用については、同法に定める額をもって、それぞれの標準報酬月額であるものとみなす。

（掛金）

第17条 会員は、互助会の事業に要する費用を分担するため、標準報酬月額額の1000分の5に相当する金額を毎月末日までに、所属所長を経て掛金として互助会に納入しなければならない。ただし、産前産後休業期間中または育児休業期間中の掛金については、法114条の2の規定を準用する。

2 前項の規定の適用については、前条第2項を準用する。

3 第2条第1項第3号エに定める退職福祉部に関する掛金については、別に定める。

（負担金及び掛金の徴収方法）

第 18 条 第 16 条及び第 17 条に規定するもののほか、負担金及び掛金の徴収については、共済組合の例による。

(端数処理)

第 19 条 互助会の給付及び負担金に係る端数処理については、規定に定めるもののほか、共済組合の取扱いの例による。

第 5 章 雑則

(準用規程)

第 20 条 互助会の給付に係る遺族の順位、同順位者が 2 人以上ある場合の給付、支払未済の給付の受給者の特例及び不正受給者等からの費用の徴収の取扱いについては、共済組合の例による。

(規程への委任)

第 21 条 この規則に定めるもののほか運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、定款附則第 1 項に定める設立の登記の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 6 日高互規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 19 日高互規則第 1 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 平成 27 年 9 月 30 日以前の負担金及び掛金については、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 2 月 26 日高互規則第 1 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

選 挙 区		評議員 資格者 数	会員区分
1 区	室戸市、安芸市及び安芸郡の区域内の町村	1 名	市町村長 である会員
2 区	香南市及び香美市	1 名	
3 区	南国市並びに土佐郡及び長岡郡の区域内の町村	2 名	
4 区	高知市		
5 区	吾川郡の区域内の町	1 名	

6 区	土佐市、須崎市及び高岡郡の区域内の町村	2名	市町村長 以外の会員
7 区 村	四万十市、宿毛市及び土佐清水市並びに幡多郡の区域内の町村	2名	
1 区	室戸市、安芸市及び安芸郡の区域内の町村並びにこれらの市町村の区域内にその事務所を有する市町村の一部事務組合	2名	
2 区	香南市及び香美市にこれらの市の区域内にその事務所を有する市の一部事務組合	1名	
3 区	南国市、土佐郡及び長岡郡の区域内の町村並びにこれらの市町村の区域内にその事務所を有する市町村の一部事務組合	1名	
4 区	高知市、高知市に事務所を有する市町村の一部事務組合及び共済組合		
5 区	吾川郡の区域内の町並びにこれらの町の区域内にその事務所を有する町の一部事務組合	1名	
6 区	土佐市、須崎市及び高岡郡の区域内の町村並びにこれらの市町村の区域内にその事務所を有する市町村の一部事務組合	2名	
7 区	四万十市、宿毛市、土佐清水市及び幡多郡の区域内の町村並びにこれらの市町村の区域内にその事務所を有する市町村の一部事務組合	2名	